

(証券コード 4696)
2021年3月10日

株 主 各 位

京都市上京区烏丸通水上桜鶴岡町361番地
ワタベウェディング株式会社
代表取締役 花 房 伸 晃
社長執行役員

第57期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第57期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、書面（郵送）により議決権を行使いただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年3月24日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送のほどよろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年3月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 京都市下京区東洞院通七条下ル東塩小路町676番13
メルパルク京都 6階 会議室C

株主総会にご出席の株主様へのお土産はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
3. 目的事項
報 告 事 項
 1. 第57期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第57期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 取締役9名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日、総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎代理人を株主総会に出席させる場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。その際は、代理権を証明する書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.watabe-wedding.co.jp/company/ir/>)に掲載させていただきます。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

〈新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ〉

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、本株主総会へのご出席を見合わせ、書面（郵送）により議決権を行使いただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。

特に、ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方などご心配、ご不安のある方は、慎重にご判断いただきますようお願い申し上げます。

ご出席いただく株主様におかれましては、マスク着用などの感染予防及び拡散防止策にご配慮いただきますようお願い申し上げます。また、受付において、非接触型体温計で検温をさせていただきます。体温が37.5℃以上の方や、風邪の症状など体調不良と見受けられる方には、会場へのご入場をお控えいただく場合がございます。

本株主総会会場におきましては、役員及び会場スタッフは検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用にてご対応いたします。その他にもアルコール消毒液の設置など、感染予防の措置を講じてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

今後の状況変化により、本株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.watabe-wedding.co.jp/company/ir/>）においてお知らせいたします。

(添付書類)

事業報告

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、世界的に経済活動が停滞し、企業収益の低下や雇用情勢の悪化が急速に進みました。欧米では一部ワクチンの接種開始や、中国における早期経済活動の再開、日本国内においても各種政策の効果などによる回復の兆しがみられたものの、足元では再び感染拡大が顕在化し、経済の先行きはより一層不透明感を増しております。

当ブライダル業界におきましても、新型コロナウイルス感染症拡大により、多くの婚礼が延期やキャンセルとなるなど、業界全体に深刻な影響を及ぼしており、大変厳しい状況となっています。

「リゾート挙式」においては、新型コロナウイルス感染症拡大による世界各国での出入国規制や渡航制限の影響を受け、2020年2月後半以降、当社が取扱う海外ウェディング実行エリアの全挙式施設の催行が不能となりました。沖縄においては、同年4月の緊急事態宣言発令期間中は挙式運営を一時休止したものの、同年6月からの稼働再開後は徐々に回復傾向へと向かいました。しかしながら、感染症再拡大によりその勢いも鈍化し、当期に実行予定の多くの挙式が延期及びキャンセルとなりました。このような状況下、ウイズコロナに対応すべく様々な施策を進めてまいりました。感染拡大防止に努めるべく、コロナ禍における接客サービスの新基準「安心への5つの約束」を制定し、ガイドラインに沿った対応を実践いたしました。販売面においては、来店不要型のWEBサービス「リゾ婚オンラインカウンター」の接客体制を強化し、実店舗とオンラインそれぞれの特性を活かしたチャネル戦略を展開し、オンラインの利用者数が前年に比べ大幅に増加いたしました。他方、フォト事業では、コロナ禍において挙式延期やキャンセルをされたカップルのフォト需要を捉えた商品展開や集客施策を実施し、全国のフォトスタジオの利用及び受注が好調に推移いたしました。

「ホテル・国内挙式」におきましては、ホテル雅叙園東京、メルパルク共に、2020年4月の緊急事態宣言発令期間中は、施設毎に休業及び一部営業自粛などの対応を実施いたしました。宣言解除後、婚礼においては一組当たりの列席人数が減少しているものの、実行件数は徐々に回復基調へと向かいました。また、宿泊・レストランなどの館内施設の利用については、国内需要をターゲットとした営業施策を展開し、GO TOキャンペーン政策の追い風もあり一時回復をみせるものの、年末の感染症再拡大の影響を受け、再び低迷いたしました。

招集
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

以上の施策を展開すると共に、役員報酬の減額をはじめとした人件費や広告宣伝費の抑制、賃料減額交渉など、様々な費用削減対策を実施いたしました。また、このような厳しい経営環境が一定期間続くことを想定し、2020年6月に、コロナ禍へ迅速な対応とコロナ収束後の収益回復に備えるため「WATABE Sustainable Plan」を策定し、当社グループ全体で更なる対策を推進いたしました。運営効率化や固定費削減を図るべく、一部のリゾート挙式販売店並びに海外エリアの閉鎖・譲渡の実施、また、それら施策に伴う人員構成の最適化として希望退職の募集を行いました。さらに、取引金融機関からの借入や自社保有資産の売却を実施し、手元流動性確保に努めるなど、経営安定化に資する財務政策を進めました。

以上の結果、当社グループの業績は、売上高19,678百万円、営業損失10,983百万円、経常損失11,075百万円、親会社株主に帰属する当期純損失11,738百万円となりました。

事業区分別の売上高は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

事業区分	前連結会計年度 (2019年4月1日から 2019年12月31日まで)		当連結会計年度 (2020年1月1日から 2020年12月31日まで)		前期比
	金額	構成比	金額	構成比	
リゾート挙式	17,643	45.2%	8,298	42.2%	－
ホテル・国内挙式	21,406	54.8	11,379	57.8	－
合計	39,049	100.0	19,678	100.0	－

- (注) 2019年6月27日に開催された第55期定時株主総会において第1号議案「定款一部変更の件」が承認されたことを受けまして、前連結会計年度より決算日を従来の3月31日から12月31日に変更いたしました。
これに伴い、決算期変更の経過期間となる前連結会計年度は2019年4月1日から2019年12月31日までの9ヶ月間の変則決算となりますので、前期比については記載しておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において、総額1,711百万円の設備投資を行いました。

店舗では銀座サロン、札幌店、仙台店等の移転、ホテル雅叙園東京では衣裳サロン等の改装を行いました。

③ 資金調達の状況

新型コロナウイルス感染症拡大と長期化に備えて、経営の安定化を図るべく手元資金を厚くすることを目的に、金融機関より短期借入金として130億円の資金調達を行いました。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第54期 2018年3月期	第55期 2019年3月期	第56期 2019年12月期	第57期 2020年12月期 (当連結会計年度)
売 上 高	45,135	48,458	39,049	19,678
経常利益又は経常損失(△)	677	738	1,358	△11,075
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	171	218	705	△11,738
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	17円27銭	22円01銭	71円21銭	△1,184円61銭
総 資 産	24,354	24,436	25,087	26,003
純 資 産	10,451	10,577	11,138	△863
1株当たり純資産額	1,052円16銭	1,066円74銭	1,123円56銭	△87円24銭

(注) 2019年6月27日に開催された第55期定時株主総会において第1号議案「定款一部変更の件」が承認されたことを受けて、第56期より決算日を従来の3月31日から12月31日に変更いたしました。

これに伴い、決算期変更の経過期間となる第56期は2019年4月1日から2019年12月31日までの9ヶ月間の変則決算となります。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
ワタベ・ユーエスエーINC.	2,234千米ドル	100%	挙式運営・衣裳レンタル
ワタベ・グアムINC.	700千米ドル	100% (100%)	挙式運営・衣裳レンタル
ワタベウェディング・ベトナム CO.,LTD.	3,100千米ドル	100%	ウェディングドレスの製造販売
華徳培婚礼用品（上海）有限公司	478百万円	100%	写真アルバム製造等
沖縄ワタベウェディング株式会社	50百万円	100%	挙式運営・衣裳レンタル
株式会社目黒雅叙園	100百万円	100%	挙式・宿泊施設運営
メルパルク株式会社	100百万円	100%	挙式・宿泊施設運営

(注) 出資比率の欄の（ ）内の数字は、間接所有割合で内書となっております。

(4) 対処すべき課題

ブライダル市場におきましては、少子化に伴う婚姻組数の減少や、価値観の多様化による結婚式実施率の低下等により、事業環境は近年厳しさを増しております。当連結会計年度におきましては、3月以降の新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、世界各地で緊急事態宣言が発令するなどイベント自粛や海外渡航制限が継続することで、業界全体に深刻な影響を及ぼしております。特に、リゾート挙式市場におきましては、海外渡航制限解除や航空路線の正常化の見通しが不透明であるなど、今後も引き続き大変厳しい環境が継続すると想定されます。

このような事業環境のなか、当社グループは「WATABE Sustainable Plan」を策定し、以下のことに取り組んでまいります。

①事業面及び財務面での安定化

当社グループは、当連結会計期間末において債務超過となっており、当該状況の解消のために、資本増強と手元流動性の確保が喫緊の課題となります。様々な資本政策や金融機関からの継続支援を得られる活動、及び新規投資の凍結やコスト削減により事業継続に必要な資金の確保を図ってまいります。

②新型コロナウイルス感染症拡大への対応

当社グループが展開する婚礼・宿泊・飲食・旅行等関連事業は、著しく売上高が減少する一方で、人件費、家賃などの固定費が発生し続け、経営環境の悪化が続いております。その対応として、当社グループは、コロナ禍への迅速な対応とコロナ収束後の収益回復に備えるために「WATABE Sustainable Plan」を策定し、事業構造の徹底的な見直しや人員配置の最適化によるコスト削減及び諸施策で手元流動性を確保するなど経営の安定化に努めてまいります。

③人財の確保・育成

今後の当社グループの更なる発展を支えるべく専門的なスキルを持ち、国内のみならず海外においても付加価値を生み出すことのできる人財の確保・育成に取り組んでまいります。また、社内、グループ内の人財交流を積極的に行い、組織の活性化を図り、中長期的な人財育成の体制を構築してまいります。

当社グループは以上の課題の解決に取り組むとともに、企業価値の向上に努めてまいります。株主の皆様におかれましては、今後ともご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

(5) **主要な事業内容**（2020年12月31日現在）

- ① 海外挙式サービス事業及び挙式参加者を対象とした旅行事業
- ② 挙式施設運営などの国内挙式サービス事業
- ③ ウェディングドレス・挙式関連用品などの製造販売事業
- ④ 婚礼関連衣裳、成人式、各種パーティなどのフォーマル衣裳のレンタル事業
- ⑤ 衣裳に美容・着付・写真撮影をセットした衣裳と写真の総合サービス事業
- ⑥ 結婚式のプロデュースや披露宴の企画演出、宝石貴金属等婚礼用品の斡旋などの挙式関連サービス事業

(6) 主要な営業拠点等（2020年12月31日現在）

① 当社

ワタベウェディング株式会社	本 社	京都市
	支 社	アメリカ合衆国ハワイ州
	営 業 所	京都府、東京都、埼玉県、神奈川県、大阪府、愛知県、兵庫県、岡山県、福岡県 等

② 子会社

会 社 名	所 在 地
沖 縄 ワタベウェディング株式会社	沖縄県
株 式 会 社 目 黒 雅 叙 園	東京都
メ ル パ ル ク 株 式 会 社	東京都
ハ ワ イ ラ バ ー ズ 株 式 会 社	東京都
株 式 会 社 コ ン パ ク ト シ ー ク	東京都
シ ュ ナ イ テ ッ ド 株 式 会 社	東京都
株 式 会 社 ツ ド イ エ	群馬県
ワタベクリエイティブスタジオ株式会社	沖縄県
プロペラユーエスエー琉球株式会社	沖縄県
ワ タ ベ ・ ユ ー エ ス エ ー I N C .	アメリカ合衆国ネバタ州
プ ロ ペ ラ ユ ー エ ス エ ー I N C .	アメリカ合衆国ハワイ州
ワ タ ベ ・ グ ア ム I N C .	アメリカ領グアム
ク リ エ イ テ ィ ブ ス タ ジ オ グ ア ム , I N C .	アメリカ領グアム
ワ タ ベ ・ ヨ ー ロ ッ パ S . A . R . L .	フランス
ワタベウェディング・ベトナムCO.,LTD.	ベトナム
華 德 培 婚 礼 用 品 （ 上 海 ） 有 限 公 司	中国
華 德 培 婚 紗 （ 上 海 ） 有 限 公 司	中国
上 海 先 衆 西 服 有 限 公 司	中国
華 德 培 薇 婷 香 港 有 限 公 司	香港
ダブリューアンドディープロダクツ,LTD.	香港
華 德 培 婚 禮 股 份 有 限 公 司	台湾
ワ タ ベ ・ コ リ ア C O . , L T D .	韓国
P T . ワ タ ベ バ リ	インドネシア
ワタベ・シンガポールPTE.LTD.	シンガポール
ワタベワールドワイドベトナムCO.,LTD.	ベトナム

(7) 使用人の状況（2020年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
2,544名	82名減

（注）使用人数は就業員数であり、臨時従業員399名（年間平均雇用人数）は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
647名	4名増	36.5歳	8.6年

（注）使用人数は就業員数であり、臨時従業員231名（年間平均雇用人数）は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況（2020年12月31日現在）

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	5,480百万円
株 式 会 社 京 都 銀 行	5,175
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,070
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,070
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	1,635
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	70

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2020年12月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 22,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 9,909,400株 |
| ③ 株主数 | 3,625名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 千 趣 会	2,575,500株	25.99%
株 式 会 社 寿 泉	2,477,400	25.00
株 式 会 社 デ ィ ア ー ズ ・ ブ レ イ ン	792,400	7.99
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	756,000	7.62
ワ タ ベ ウ エ デ ィ ン グ 従 業 員 持 株 会	296,000	2.98
ワ タ ベ ウ エ デ ィ ン グ 取 引 先 持 株 会	236,700	2.38
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行	196,600	1.98
前 澤 友 作	93,200	0.94
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	80,100	0.80
NOMURA SINGAPORE LIMITED CUSTOMER SEGREGATED A / C F J - 1 3 0 9	77,800	0.78

（注）持株比率は自己株式（626株）を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年12月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	渡 部 秀 敏	
代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員	花 房 伸 晃	
取 締 役 上 席 執 行 役 員	小 岸 弘 和	エリア事業本部長 コンテンツ事業本部長 沖縄ワタベウエディング株式会社 代表取締役社長 株式会社ディアーズ・ブレイン 代表取締役 株式会社プラネットワーク 代表取締役
取 締 役	山 崎 宏 治	メルパルク株式会社 代表取締役社長
取 締 役 執 行 役 員	黒 谷 和 喜	国内事業本部長
取 締 役	梶 原 健 司	株式会社千趣会 代表取締役社長
取 締 役	石 田 晃 一	株式会社千趣会 取締役、東京本社代表、事業開発本部長
取 締 役	高 橋 哲 也	株式会社千趣会 取締役、コーポレート本部長
取 締 役	高 橋 理 人	株式会社マッシュプラス 代表取締役 株式会社L I F U L L 社外取締役 F r i n g e 8 1株式会社 社外取締役
取 締 役	森 川 さ ゆ り	株式会社プラス・ビジュア 代表取締役
取 締 役	山 崎 想 夫	株式会社GGパートナーズ 代表取締役 山崎公認会計士事務所 代表 フリーユ株式会社 社外監査役
常 勤 監 査 役	斎 藤 一 雄	株式会社目黒雅叙園 監査役 メルパルク株式会社 監査役
監 査 役	佐 伯 照 道	弁護士法人北浜法律事務所 パートナー弁護士 岩井コスモホールディングス株式会社 社外取締役 フジテック株式会社 社外取締役
監 査 役	重 松 孝 司	重松公認会計士事務所 代表 N C S & A株式会社 社外取締役
監 査 役	中 野 雄 介	清友監査法人 代表社員 中野公認会計士事務所 所長 株式会社エスケーエレクトロニクス 社外取締役（監査等委員） N I S S H A株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役梶原健司氏、石田晃一氏、高橋哲也氏、高橋理人氏、森川さゆり氏及び山崎想夫氏は、社外取締役であります。
2. 監査役斎藤一雄氏、佐伯照道氏、重松孝司氏及び中野雄介氏は、社外監査役であります。
3. 当社は取締役高橋理人氏、森川さゆり氏及び山崎想夫氏、監査役佐伯照道氏、重松孝司氏及び中野雄介氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役山崎想夫氏並びに監査役重松孝司氏及び中野雄介氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役森川さゆり氏の戸籍上の氏名は、藤山さゆりであります。

② 取締役及び監査役の報酬等
当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役	11名	114百万円
監 査 役	4	29
合 計	15	143

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、1996年6月27日開催の第32期定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2011年6月29日開催の第47期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
3. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役梶原健司氏、石田晃一氏及び高橋哲也氏は、それぞれ株式会社千趣会の代表取締役社長、取締役、東京本社代表、事業開発本部長及びコーポレート本部長であります。当社と株式会社千趣会との間には、資本業務提携契約に基づく広範囲な取引があります。
- ・取締役高橋理人氏は、株式会社マッシュプラスの代表取締役、株式会社L I F U L Lの社外取締役、F r i n g e 8 1株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には、特別の関係はありません。
- ・取締役森川さゆり氏は、株式会社プラス・ビジュの代表取締役であります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。
- ・取締役山崎想夫氏は、株式会社GGパートナーズの代表取締役、山崎公認会計士事務所の代表、フリー株式会社（株）の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には、特別の関係はありません。
- ・監査役佐伯照道氏は、弁護士法人北浜法律事務所のパートナー弁護士、岩井コスモホールディングス株式会社の社外取締役、フジテック株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には、特別の関係はありません。
- ・監査役重松孝司氏は、重松公認会計士事務所の代表、N C S & A株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には、特別の関係はありません。
- ・監査役中野雄介氏は、清友監査法人の代表社員、中野公認会計士事務所の所長、株式会社エスケエレクトロニクスの社外取締役（監査等委員）、N I S S H A株式会社の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には、特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（16回開催）		監査役会（19回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役梶原健司	15回	94%	－	－
取締役石田晃一	16	100	－	－
取締役高橋哲也	16	100	－	－
取締役高橋理人	15	94	－	－
取締役森川さゆり	16	100	－	－
取締役山崎想夫	16	100	－	－
監査役斎藤一雄	16	100	19回	100%
監査役佐伯照道	16	100	19	100
監査役重松孝司	16	100	19	100
監査役中野雄介	16	100	19	100

・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役梶原健司氏は、取締役会において経営戦略策定に関する豊富な経験と高い知見から発言を行っております。

取締役石田晃一氏は、取締役会において経営戦略策定に関する豊富な経験と高い知見から発言を行っております。

取締役高橋哲也氏は、取締役会において主に上場会社の経営企画部における豊富な経験から発言を行っております。

取締役高橋理人氏は、取締役会において主に経営者としての豊富な経験と高い見識から発言を行っております。

取締役森川さゆり氏は、取締役会において主に経営者としての豊富な経験と高い見識から発言を行っております。

取締役山崎想夫氏は、取締役会において主に公認会計士・税理士としての豊富な経験と専門知識及び幅広い見識から発言を行っております。

監査役斎藤一雄氏は、取締役会及び監査役会において金融機関の監査役として培われた豊富な監査業務の経験から発言を行っております。

監査役佐伯照道氏は、取締役会及び監査役会において主に弁護士としての豊富な経験と高い見識から発言を行っております。

監査役重松孝司氏は、取締役会及び監査役会において公認会計士としての豊富な経験と専門知識及び幅広い見識から発言を行っております。

監査役中野雄介氏は、取締役会及び監査役会において公認会計士・税理士としての豊富な経験と専門知識及び幅広い見識から発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役高橋理人氏、森川さゆり氏及び山崎想夫氏並びに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める額としております。

二. 報酬等の総額

当事業年度における社外役員10名への報酬等の総額は60百万円であります。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	57百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	57

- (注) 1. 当社の子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外部におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 当社の取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、高い倫理観をもって職務を執行するために、「ワタベウェディング倫理憲章」及び「コンプライアンス規程」を制定し、周知徹底を図ります。
 - ・ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした対応で臨み一切の関係を遮断するとともに、外部専門機関との連携体制を構築し組織的対応を行います。
 - ・ 代表取締役社長直轄のグループ監査室が、内部統制システムの整備・運用状況についてモニタリングを行います。
 - ・ 内部通報制度により、グループ全体のコンプライアンス違反行為またはそのおそれのある行為について通報を受付け適切な対応を行います。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会議事録ほか取締役の意思決定等に係る文書及び取締役に對する報告に係る文書は、「文書管理規程」及び「ITセキュリティ規程」等に基づいて保存し管理します。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社のリスク管理の基本的事項等については「リスク管理規程」を定め、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、経営リスクの把握やその評価、対応方針等を検討する体制を構築します。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 経営環境の変化に迅速に対応するため、代表取締役社長及び業務執行取締役並びに執行役員、代表取締役社長の命を受けた本部長、部室長等を構成員とする経営会議を開催し、グループの意思決定を行います。
 - また、経営会議には常勤監査役が出席し、必要があると認められるときには意見を述べます。
 - ・ 執行役員制度を採用し、より効率的な業務執行を行います。
 - ・ 人事諮問委員会を取締役会の諮問機関として設置し、取締役の選任及び報酬に関する事項、監査役の選任に関する事項について適切性・妥当性を審議し、コーポレート・ガバナンスの強化を図ります。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・ 当社は子会社の営業成績、財務状況その他重要な情報について定期的に報告を受けます。
 - ・ 当社グループにおいて、「経営基本理念」、「ワタベウェディング倫理憲章」を共有し、コンプライアンス及びリスク管理に関する規程の周知徹底を図ります。

- ・「関係会社管理規程」に当社及び子会社における承認及び報告すべき事項を定め、グループ内の業務の適正な管理を行います。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・職務を補助すべき使用人を置くよう、監査役から求めがあった場合には、監査役を補助すべき使用人として必要な人員を配置します。
 - ・当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒等に関しては、監査役に事前の同意を得たうえで決定するなど、当該使用人が不利益を被らない体制を確保します。
- ⑦ 監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当該使用人が他の部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとします。
- ⑧ 当社並びに子会社の取締役及び使用人の監査役への報告に関する体制、及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
取締役及び使用人は下記の各事項を監査役に報告します。
- ・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - ・取締役の職務遂行に関して不正行為、法令・定款に違反する重要な事実
 - ・内部通報制度に基づき通報された事実
 - ・当局検査、外部監査の結果
 - ・重要開示事項の内容
 - ・監査役から要請のあった業務執行に関する事項
- 当社及び子会社に法令違反行為及び不正行為に対しての、報告に関する制度を定め、報告者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないものとします。
- ⑨ 監査役の職務の執行において生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務を執行する上で必要な費用は監査役の請求により、会社は速やかに支払いを行います。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役監査の実効性については下記の各事項をもって確保します。
- ・代表取締役と監査役会の意見交換会の定例実施
 - ・取締役・重要な使用人に対する定期的ヒアリングの実施
 - ・監査役が求めた場合、専門家の活用の実施
 - ・諸会議への出席、必要資料の閲覧
 - ・会計監査人との情報交換

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 内部統制システム全般

企業集団の業務の適正を確保するため、当社は取締役会にて当該事業年度の内部統制基本方針を決議し、監査役及びグループ監査室は内部統制監査等を実施し、当社及び子会社の内部統制システムの運用状況の確認を行いました。また、グループ監査室は金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行い、当社の財務報告に係る内部統制が有効であると確認しております。

② コンプライアンス

法令及び定款を遵守し、高い倫理観をもって職務を執行するために、「ワタベウェディング倫理憲章」及び「コンプライアンス規程」を制定し、従業員への研修を行うとともに、社内報への掲載及び当社グループのイントラネット等を通じて、意識向上を図っております。また、当社は子会社を含む内部通報制度を敷いており、通報者が通報を行ったことにより不利益や不利な取扱いを受けないよう、親会社受付窓口が担当となり通報者保護を行い適切に対応しております。また、その内容が直ちに常勤監査役に報告される体制を整備しております。

③ リスク管理

当社のリスク管理の基本的事項等につきましては「リスク管理規程」を定め、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、経営リスクの把握やその評価、対応方針等を検討し、必要に応じた対応を行っております。

④ グループ経営管理

子会社の経営管理につきましては「関係会社管理規程」に当社と子会社における承認及び報告すべき事項を定め、事前の承認申請、報告を受ける体制を整え運用しております。また、「稟議規程」にて関係会社稟議別表を定め、子会社の業務執行につきましては経営会議にて定期的に報告を受け、重要な案件につきましては親会社の取締役会の決議事項としております。

⑤ 取締役の職務の執行

当社は「取締役会規程」に基づき取締役会を月1回、及び必要に応じた臨時取締役会を開催しており、当期は16回開催いたしました。当社は経営と執行の分離を図り、迅速な経営判断を行うため、執行役員制度を導入しております。重要案件につきましては代表取締役社長及び業務執行取締役並びに代表取締役社長の命を受けた本部長、部室長等で構成する経営会議で議論を重ねた後に取締役会へ諮ることとしております。また、取締役会では決議事項・報告事項ともに社外取締役及び社外監査役を交えた意見交換がなされております。なお、取締役会議事録ほか取締役の意思決定等に係る文書及び取締役への報告に係る文書は法令の定めたとおり保存期間を設定し、適切に保存しております。

⑥ 監査役

4名の監査役は全員が社外監査役であり、取締役会へ出席しております。常勤監査役は経営会議、その他の重要会議への出席を通じて報告を受け、必要時に意見を述べ、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。また、監査役は代表取締役社長、会計監査人、取締役等との情報交換を定期的に実施し、連携を保ちながら監査の実効性を確保しております。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益配分を経営の重要課題と認識し、安定的配当の継続を基本としつつ、連結業績、財務体質の強化、事業戦略等を勘案し、分配可能額の範囲内で配当を実施することを基本方針としております。

しかしながら、当期におきましては、多額の損失を計上した業績等を考慮いたしまして、誠に遺憾ではございますが無配とさせていただきました。

なお、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる旨定款に定めております。

連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	13,185	流 動 負 債	24,334
現 金 及 び 預 金	9,193	買 掛 金	805
売 掛 金	726	短 期 借 入 金	17,800
商 品	232	1年内返済予定の長期借入金	400
仕 掛 品	16	未 払 金	1,658
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	433	未 払 法 人 税 等	72
そ の 他	2,606	前 受 金	2,036
貸 倒 引 当 金	△23	賞 与 引 当 金	253
固 定 資 産	12,817	そ の 他	1,308
有 形 固 定 資 産	7,710	固 定 負 債	2,532
貸 衣 裳	99	長 期 借 入 金	349
建 物 及 び 構 築 物	4,761	退職給付に係る負債	151
土 地	1,463	資 産 除 去 債 務	858
そ の 他	1,386	そ の 他	1,173
無 形 固 定 資 産	1,939	負 債 合 計	26,867
の れ ん	478	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	1,460	株 主 資 本	△816
投資その他の資産	3,168	資 本 金	4,176
差 入 保 証 金	2,725	資 本 剰 余 金	4,047
そ の 他	447	利 益 剰 余 金	△9,039
貸 倒 引 当 金	△4	自 己 株 式	△0
資 産 合 計	26,003	その他の包括利益累計額	△48
		その他有価証券評価差額金	19
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△42
		土 地 再 評 価 差 額 金	△112
		為 替 換 算 調 整 勘 定	87
		非 支 配 株 主 持 分	0
		純 資 産 合 計	△863
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	26,003

招集、通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(2020年 1月 1日から
2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		19,678
売上原価		6,709
売上総利益		12,968
販売費及び一般管理費		23,951
営業損失		10,983
営業外収益		
その他の収益	136	136
営業外費用		
支払利息	68	
持分法による投資損失	11	
為替差損	133	
その他の損失	16	229
経常損失		11,075
特別利益		
助成金収入	2,300	
固定資産売却益	858	
その他の利益	82	3,240
特別損失		
臨時休業等による損失	1,657	
減損損失	555	
施設店舗整理損	470	
その他の損失	506	3,189
税金等調整前当期純損失		11,025
法人税、住民税及び事業税	75	
法人税等調整額	642	717
当期純損失		11,742
非支配株主に帰属する当期純損失		4
親会社株主に帰属する当期純損失		11,738

連結株主資本等変動計算書

(2020年 1月 1日から
2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
2020年 1月 1 日 期 首 残 高	4,176	4,047	3,346	△0	11,569
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△79		△79
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 (△)			△11,738		△11,738
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩			△568		△568
株主資本以外の項目の連結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)					
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	－	－	△12,385	－	△12,385
2020年12月31日 期 末 残 高	4,176	4,047	△9,039	△0	△816

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差 額 金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累 計 額	その他の包括 利益累計額 合 計		
2020年 1月 1 日 期 首 残 高	26	24	△681	184	9	△436	5	11,138
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△79
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 (△)								△11,738
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩								△568
株主資本以外の項目の連結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	△6	△66	568	△97	△9	388	△5	383
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△6	△66	568	△97	△9	388	△5	△12,002
2020年12月31日 期 末 残 高	19	△42	△112	87	－	△48	0	△863

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社グループは、前連結会計年度（2019年12月期）においては堅実に利益を計上し、当連結会計年度（2020年12月期）開始直後は前年同期比を上回る営業収益で推移しておりました。しかし、2020年1月に発生し3月以降拡大した新型コロナウイルス感染症により、当社グループが展開する婚礼・宿泊・飲食・旅行等関連事業は直接悪影響を受け、営業収益は大幅に落ち込み、通期では10,983百万円の営業損失、11,075百万円の経常損失、11,738百万円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上することとなりました。その結果、当連結会計年度末において863百万円の債務超過となっております。

また、昨年末からは当該感染症が再拡大し、年明けの緊急事態宣言再発出に至り、海外への渡航制限の継続や、GO TOキャンペーンの中断、外出自粛要請などにより当社グループ事業への悪影響は長期化することが予測され、当社グループの2021年度以降の営業収益見通しも不透明な状況となっております。

以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在すると認識せざるをえない状況となっております。当社グループは、コロナ禍への迅速な対応とコロナ収束後の収益回復に備えるために「WATABE Sustainable Plan」を策定し、その諸施策を確実に実施しております。

(1) 資本増強と手元流動性の確保

当連結会計年度末において現金及び預金9,193百万円を保有しており、当面の事業継続するための十分な資金を有しております。以下施策の実施とコスト削減により事業運営・継続に必要な資金の確保を図ります。

① 資本政策の検討

・事業収益構造改善と債務超過の早期解消による経営安定化を目的として、様々な資本政策について検討を進めております。

② 金融機関からの支援継続

・主要取引銀行から、2020年4月には、通常の当座貸越契約の別枠として、新型コロナウイルス対策のための特別融資13,000百万円を受け、現在その残額は維持されております。また加えて2020年11月にはバックアップラインとしての資金確保を目的として、当座貸越契約（極度総額3,000百万円）を締結しております。

・引き続き主要取引銀行との良好な関係を維持し、支援を継続いただくための協議を行ってまいります。

③ 自社保有資産売却による手元流動性の確保

当連結会計年度中に売却により2,315百万円の固定資産売却による収入がありましたが、今後も自社保有資産の売却を進める予定です。

④ 新規投資の凍結

不要不急の設備投資、新規投資は凍結しております。

(2) 事業のダウンサイジング等によるコスト削減

コロナ禍顕在化時の緊急対策として一時的な支出の抑制策を実施し、その後事業構造とコスト構造の見直しを行いました。コロナ収束後でも見直し後の構造を維持することで、収益性向上を企図しております。

① 徹底的なコスト削減

- ・グループ全体でコストの見直しを行い、大幅な削減を行っております。役員報酬の減額をはじめとした賞与等の人件費の抑制、賃借料の減額交渉、外部委託コストの抑制、出張の原則禁止や広告宣伝費の抑制など、全ての費用の見直しと削減対策を実施してまいりました。
- ・2021年度以降においても営業収益に見合ったコスト構造となるように、継続的なコスト削減と、状況に応じた追加施策を実施してまいります。

② 事業拠点の閉鎖・譲渡及び人員構成の最適化

- ・海外渡航制限の解除時期や航空路線の正常化の見通しが不透明であることから、リゾート婚礼事業の悪化した経営環境が一定期間続くことを想定し、運営効率化や固定費削減を図るべく、一部のリゾート挙式販売店並びに海外リゾート挙式実施施設及び営業拠点の閉鎖・譲渡を行ない、選択と集中を実施しました。拠点数は2019年12月との比較で30拠点減少しております。また、これらに伴う人員構成の最適化として、国内外の拠点での一時帰休、希望退職を実施いたしました。
- ・コロナ収束後も、縮小した拠点や人員構成は維持継続することとしており、販売管理費合計での前年度比較では、更なる減額を見込んでおります。

(3) ポストコロナを見据えた事業戦略の展開

リゾート挙式では、関連するあらゆるシーンにおいて、デジタル化の推進に取り組んでおります。オンライン販売の強化、接客ツールのWEB化、デジタルを活用した現地オペレーション機能の効率化など、収益確保と顧客利便性を追求し、ポストコロナに対応したサービス改革を進めております。

ホテル・国内挙式では、各地域性に合わせたコミュニケーション戦略を展開し、地元利用促進に努めると共に、ポストコロナにおける差別化を図るべく、施設特徴を活かしたブランド戦略を推進しております。

以上の対応策の実施により、事業面及び財務面での安定化を図り、当該状況の解消、改善に努めてまいります。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の収束時期は不透明であり、今後の営業収益及び財務に及ぼす影響の程度や期間について不確実性があること、また、これらの対応策は実施途上であることから、現時点においては、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められると認識しております。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 27社
- ② 主要な連結子会社の名称
ワタベ・ユーエスエーINC.
ワタベ・グアムINC.
ワタベウェディング・ベトナムCO., LTD.
華徳培婚礼用品（上海）有限公司
沖縄ワタベウェディング株式会社
株式会社目黒雅叙園
メルパルク株式会社
- ③ 連結の範囲の変更
当連結会計年度より、華徳培婚慶礼儀服務（上海）有限公司、迪詩股份有限公司及びワタベ・サイパンINC.は、清算終了したため、連結の範囲から除いております。また、ワタベ・オーストラリアPTY.LTD.は、全ての持分を譲渡したため、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用した関連会社の数 1社
- ② 主要な会社等の名称 TRANS QUALITY,INC.

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・ 時価のあるもの 連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

- ・ 時価のないもの 移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ 時価法

ハ. たな卸資産

- ・ 商品、仕掛品 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- ・ 原材料及び貯蔵品 主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

・ 国内資産

貸衣裳 定額法

建物及び構築物 定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

器具備品 定額法

その他 定率法

・ 国外資産

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

貸衣裳 2年～3年

建物及び構築物 5年～47年

器具備品 2年～20年

ロ. 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。また、のれんの償却については、5～20年間の定額法により償却を行っております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ. 重要な外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、各子会社の事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

ロ. 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。

ハ. 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（７年）による定額法により費用処理することとしております。

また、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定基準によっております。

（追加情報）

当社及び一部の子会社は、2020年１月１日付で確定給付企業年金制度を確定拠出企業年金制度へ移行しました。移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第１号 平成28年12月16日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第２号 平成19年２月７日）を適用しております。これに伴い、当連結会計年度において、「その他」として特別利益に77百万円を計上しております。

二. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

ホ. 連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社は連結納税制度を適用しております。

ヘ. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和２年法律第８号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年３月31日）第３項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年２月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

3. 表示方法の変更に係る注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、有形固定資産の「器具備品」(当連結会計年度691百万円)として区分掲記していたものは、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より有形固定資産の「その他」に含めて記載しております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、特別損失の「その他」に含めていた「施設店舗整理損」(前連結会計年度11百万円)は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

前連結会計年度において、特別損失の「固定資産除売却損」(当連結会計年度50百万円)として区分掲記していたものは、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より特別損失の「その他」に含めて記載しております。

4. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

当社は、新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等について不確実性の高い事象であると考え、本件が当社グループの業績に与える影響については2021年秋口まで続くものとの仮定を置き、会計上の見積りを行っております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 13,015百万円

なお、減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

- (2) 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)
第2条第4号に定める地価税の計算の基礎となる価額により算出

再評価の日 2002年3月31日

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	9,909,400株	一株	一株	9,909,400株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	626株	一株	一株	626株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効 力 発 生 日
2020年2月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	79百万円	8円	2019年12月31日	2020年3月30日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を主として銀行借入により調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクについては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うことによりリスク軽減を図っております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、時価のある株式については、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスク管理のため、市場価格や発行会社の財務状況等の把握を継続的に行っております。

差入保証金は、主に店舗や挙式施設の賃貸借契約に伴うものであり、預託先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払法人税等は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。また、一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用して当該リスクの軽減を図っております。

長期借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額 (※)	時価 (※)	差額
(1) 現金及び預金	9,193	9,193	－
(2) 売掛金	726	726	－
(3) 投資有価証券	32	32	－
(4) 差入保証金	1,610	1,608	△1
(5) 買掛金	(805)	(805)	－
(6) 短期借入金	(17,800)	(17,800)	－
(7) 1年内返済予定の長期借入金	(400)	(400)	－
(8) 未払金	(1,658)	(1,658)	－
(9) 未払法人税等	(72)	(72)	－
(10) 長期借入金	(349)	(349)	△0

※負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の相場によっております。

(4) 差入保証金

これは、返済期限が確定している差入保証金であります。差入保証金については、リスクフリーレートを用いた時価を算定しております。

(5) 買掛金、(6) 短期借入金、(7) 1年内返済予定の長期借入金、(8) 未払金、(9) 未払法人税等

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(10) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 非上場株式及び関係会社株式（連結貸借対照表計上額30百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、前表には含めておりません。

(注3) 返済期限が確定していない差入保証金（連結貸借対照表計上額1,115百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、前表には含めておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

△87円24銭

(2) 1株当たり当期純損失

1,184円61銭

9. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	13,747	流 動 負 債	21,585
現金及び預金	6,872	買 掛 金	341
売 掛 金	315	短 期 借 入 金	18,056
短 期 貸 付 金	9,025	1年内返済予定の長期借入金	400
未収還付法人税等	67	未 払 金	920
そ の 他	1,402	未 払 法 人 税 等	71
貸 倒 引 当 金	△3,936	未 払 費 用	278
固 定 資 産	9,804	前 受 金	1,214
有 形 固 定 資 産	3,014	そ の 他	303
貸 衣 裳	48	固 定 負 債	1,559
建 物 及 び 構 築 物	2,292	長 期 借 入 金	300
土 地	373	繰 延 税 金 負 債	73
そ の 他	300	資 産 除 去 債 務	669
無 形 固 定 資 産	1,802	そ の 他	515
の れ ん	415	負 債 合 計	23,144
ソ フ ト ウ ェ ア	1,094	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	292	株 主 資 本	542
投 資 そ の 他 の 資 産	4,987	資 本 金	4,176
関 係 会 社 株 式	994	資 本 剰 余 金	4,038
関 係 会 社 出 資 金	995	資 本 準 備 金	4,038
長 期 貸 付 金	896	利 益 剰 余 金	△7,671
差 入 保 証 金	2,438	そ の 他 利 益 剰 余 金	△7,671
そ の 他	84	繰 越 利 益 剰 余 金	△7,671
貸 倒 引 当 金	△422	自 己 株 式	△0
資 産 合 計	23,551	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△135
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	19
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△42
		土 地 再 評 価 差 額 金	△112
		純 資 産 合 計	406
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	23,551

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損 益 計 算 書

(2020年 1月 1日から
2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		7,784
売 上 原 価		4,412
売 上 総 利 益		3,371
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,745
営 業 損 失		3,373
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	423	
そ の 他	16	439
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	68	
為 替 差 損	131	
そ の 他	2	201
経 常 損 失		3,136
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	857	
助 成 金 収 入	672	
そ の 他	56	1,586
特 別 損 失		
減 損 損 失	43	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	3,875	
子 会 社 株 式 評 価 損	874	
臨 時 休 業 等 に よ る 損 失	976	
そ の 他	705	6,475
税 引 前 当 期 純 損 失		8,025
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	52	
法 人 税 等 調 整 額	195	248
当 期 純 損 失		8,273

株主資本等変動計算書

(2020年 1月 1日から
2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益金		
2020年1月1日期首残高	4,176	4,038	1,250	△0	9,463
事業年度中の変動額					
剰余金の配当			△79		△79
当期純損失（△）			△8,273		△8,273
土地再評価差額金の取崩			△568		△568
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）					
事業年度中の変動額合計	－	－	△8,921	－	△8,921
2020年12月31日期末残高	4,176	4,038	△7,671	△0	542

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
2020年1月1日期首残高	26	24	△681	△630	8,833
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△79
当期純損失（△）					△8,273
土地再評価差額金の取崩					△568
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	△6	△66	568	495	495
事業年度中の変動額合計	△6	△66	568	495	△8,426
2020年12月31日期末残高	19	△42	△112	△135	406

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社は、前事業年度（2019年12月期）においては堅実に利益を計上し、当事業年度（2020年12月期）開始直後は前年同期比を上回る営業収益で推移しておりました。しかし、2020年1月に発生し3月以降拡大した新型コロナウイルス感染症により、当社が展開する婚礼・宿泊・飲食・旅行等関連事業は直接悪影響を受け、営業収益は大幅に落ち込み、通期では3,373百万円の営業損失、3,136百万円の経常損失、8,273百万円の当期純損失を計上することとなりました。

また、昨年末からは当該感染症が再拡大し、年明けの緊急事態宣言再発出に至り、海外への渡航制限の継続や、GO TOキャンペーンの中断、外出自粛要請などにより当社事業への悪影響は長期化することが予測され、当社の2021年度以降の営業収益見通しも不透明な状況となっております。

以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在すると認識せざるをえない状況となっております。当社は、コロナ禍への迅速な対応とコロナ収束後の収益回復に備えるために「WATABE Sustainable Plan」を策定し、その諸施策を確実に実施しております。

(1) 資本増強と手元流動性の確保

当事業年度末において現金及び預金6,872百万円を保有しており、当面の事業継続するための十分な資金を有しております。以下施策の実施とコスト削減により事業運営・継続に必要な資金の確保を図ります。

① 資本政策の検討

・事業収益構造改善と債務超過の早期解消による経営安定化を目的として、様々な資本政策について検討を進めております。

② 金融機関からの支援継続

・主要取引銀行から、2020年4月には、通常の当座貸越契約の別枠として、新型コロナウイルス対策のための特別融資13,000百万円を受け、現在その残額は維持されております。また加えて2020年11月にはバックアップラインとしての資金確保を目的として、当座貸越契約（極度総額3,000百万円）を締結しております。

・引き続き主要取引銀行との良好な関係を維持し、支援を継続いただくための協議を行ってまいります。

③ 自社保有資産売却による手元流動性の確保

当事業年度中に売却により2,285百万円の固定資産売却による収入がありましたが、今後も自社保有資産の売却を進める予定です。

④ 新規投資の凍結

不要不急の設備投資、新規投資は凍結しております。

(2) 事業のダウンサイジング等によるコスト削減

コロナ禍顕在化時の緊急対策として一時的な支出の抑制策を実施し、その後事業構造とコスト構造の見直しを行いました。コロナ収束後でも見直し後の構造を維持することで、収益性向上を企図しております。

① 徹底的なコスト削減

- ・グループ全体でコストの見直しを行い、大幅な削減を行っております。役員報酬の減額をはじめとした賞与等の人件費の抑制、賃借料の減額交渉、外部委託コストの抑制、出張の原則禁止や広告宣伝費の抑制など、全ての費用の見直しと削減対策を実施してまいりました。
- ・2021年度以降においても営業収益に見合ったコスト構造となるように、継続的なコスト削減と、状況に応じた追加施策を実施してまいります。

② 事業拠点の閉鎖・譲渡及び人員構成の最適化

- ・海外渡航制限の解除時期や航空路線の正常化の見通しが不透明であることから、リゾート婚礼事業の悪化した経営環境が一定期間続くことを想定し、運営効率化や固定費削減を図るべく、一部のリゾート挙式販売店並びに海外リゾート挙式実施施設及び営業拠点の閉鎖・譲渡を行ない、選択と集中を実施しました。拠点数は2019年12月との比較で30拠点減少しております。また、これらに伴う人員構成の最適化として、国内外の拠点での一時帰休、希望退職を実施いたしました。
- ・コロナ収束後も、縮小した拠点や人員構成は維持継続することとしており、販売管理費合計での前年度比較では、更なる減額を見込んでおります。

(3) ポストコロナを見据えた事業戦略の展開

リゾート挙式では、関連するあらゆるシーンにおいて、デジタル化の推進に取り組んでおります。オンライン販売の強化、接客ツールのWEB化、デジタルを活用した現地オペレーション機能の効率化など、収益確保と顧客利便性を追求し、ポストコロナに対応したサービス改革を進めております。

以上の対応策の実施により、事業面及び財務面での安定化を図り、当該状況の解消、改善に努めてまいります。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の収束時期は不透明であり、今後の営業収益及び財務に及ぼす影響の程度や期間について不確実性があること、また、これらの対応策は実施途上であることから、現時点においては、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められると認識しております。

なお、計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類及びその附属明細書に反映しておりません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|-----------|---|
| ① 関係会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券 | |
| ・ 時価のあるもの | 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・ 時価のないもの | 移動平均法による原価法 |
| ③ デリバティブ | 時価法 |
| ④ たな卸資産 | |
| ・ 商品 | 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定） |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|------------------------|--|
| ① 有形固定資産（リース資産を除く） | |
| ・ 国内資産 | 貸衣裳 定額法
建物及び構築物 定率法 |
| | ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 |
| | 器具備品 定額法
その他 定率法 |
| ・ 国外資産 | 定額法 |
| なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 | |
| | 貸衣裳 2年
建物及び構築物 5年～47年
器具備品 2年～20年 |

- | | |
|----------|---|
| ② 無形固定資産 | 定額法 |
| | なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。また、のれんの償却については、20年間の定額法により償却を行っております。 |
| ③ リース資産 | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 |

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|---------|--|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
|---------|--|

- ② 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
② 連結納税制度の適用 当社は連結納税制度を適用しております。
③ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

3. 表示方法の変更にに関する注記

（貸借対照表）

前事業年度において、流動資産の「商品」（当事業年度160百万円）として区分掲記していたものは、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より流動資産の「その他」に含めて記載しております。前事業年度において、流動資産の「前払費用」（当事業年度261百万円）として区分掲記していたものは、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より流動資産の「その他」に含めて記載しております。

前事業年度において、有形固定資産の「器具備品」（当事業年度268百万円）として区分掲記していたものは、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より有形固定資産の「その他」に含めて記載しております。

前事業年度において、有形固定資産の「建設仮勘定」（当事業年度2百万円）として区分掲記していたものは、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より有形固定資産の「その他」に含めて記載しております。

前事業年度において、流動負債の「賞与引当金」（当事業年度119百万円）として区分掲記していたものは、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より流動負債の「その他」に含めて記載しております。

前事業年度において、流動負債の「その他」に含めていた「未払費用」（前事業年度84百万円）は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

（損益計算書）

前事業年度において、特別損失の「固定資産除売却損」（当事業年度36百万円）として区分掲記していたものは、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より特別損失の「その他」に含めて記載しております。

4. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

連結注記表「4. 追加情報」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

5. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 5,254百万円
なお、減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。
- (2) 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。
再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の計算の基礎となる価額により算出
再評価の日 2002年3月31日
- (3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
- | | |
|----------|----------|
| ① 短期金銭債権 | 9,754百万円 |
| ② 長期金銭債権 | 895百万円 |
| ③ 短期金銭債務 | 548百万円 |

6. 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との取引高
- | | |
|--------------|----------|
| ① 売上高 | 1,495百万円 |
| ② 仕入高 | 2,703百万円 |
| ③ 販売費及び一般管理費 | 195百万円 |
| ④ 営業取引以外の取引高 | 456百万円 |
- (2) 貸倒引当金繰入額
貸倒引当金繰入額は、関係会社への貸付金に対するものであります。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	626株	－株	－株	626株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式	530百万円
固定資産	352百万円
貸倒引当金	1,200百万円
賞与引当金	36百万円
資産除去債務	225百万円
繰越欠損金	3,170百万円
その他	19百万円
繰延税金資産小計	5,534百万円
評価性引当額	△5,383百万円
繰延税金資産合計	151百万円
繰延税金負債合計	△225百万円
繰延税金負債の純額	△73百万円

9. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表上に計上した固定資産のほか、挙式施設の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

10. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所有割合 (%)	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
			役員の兼任等	事 業 上 の 関 係				
子 会 社	沖縄ワタベウェディング株式会社	100.0	兼任 2 名	国内挙式パッケージの仕入	国内挙式パッケージの仕入 (注) 1	1,191	買 掛 金	128
					キャッシュ・マネジメントシステムによる資金貸借 (注) 5	—	短期貸付金	451
	株式会社目黒雅叙園	100.0	兼任 3 名	国内挙式パッケージの仕入	キャッシュ・マネジメントシステムによる資金貸借 (注) 5	—	短期貸付金	3,413
	メルパルク株式会社	100.0	兼任 5 名	国内挙式パッケージの仕入	キャッシュ・マネジメントシステムによる資金貸借 (注) 3、5	—	短期貸付金	3,960
	株式会社ツドイエ	100.0	兼任 1 名	ウェディングドレスの販売	資金の貸付 (注) 2、4	—	長期貸付金	422
	株式会社コンパクトシーク	91.5	兼任 5 名	海外旅行の仕入	キャッシュ・マネジメントシステムによる資金貸借 (注) 5、6	—	短期貸付金	336
	ワタベ・グアムINC.	100.0 (100.0)	兼任 3 名	海外挙式パッケージの仕入	資金の貸付 (注) 2	—	短期貸付金 長期貸付金	258 393
	ワタベワールドワイドベトナムCO.,LTD.	90.0	兼任 1 名	海外挙式パッケージの仕入	資金の貸付 (注) 2、7	—	短期貸付金	380

- (注) 1. 国内挙式パッケージの仕入については、市場価格等を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。
2. 貸付金及び借入金の金利については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
3. 上記の貸付金については、貸倒引当金3,316百万円を計上しております。
4. 上記の貸付金については、貸倒引当金422百万円を計上しております。
5. キャッシュ・マネジメントシステムによる資金の貸付、借入については、基本契約に基づき残高が毎日変動するため、期末残高のみを記載しております。また金利は市場金利を勘案して決定しております。
6. 上記の貸付金については、貸倒引当金284百万円を計上しております。
7. 上記の貸付金については、貸倒引当金127百万円を計上しております。
8. 議決権の所有割合の（ ）内は、間接所有割合で内数となっております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	41円06銭
(2) 1株当たり当期純損失	834円99銭

12. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月15日

ワタベウェディング株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩	淵	貴	史	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上	田	博	規	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ワタベウェディング株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ワタベウェディング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度の売上高が前連結会計年度に比べ著しく減少し、営業損失10,983百万円、経常損失11,075百万円及び親会社株主に帰属する当期純損失11,738百万円を計上し、連結貸借対照表の純資産の部の金額は863百万円の債務超過となっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月15日

ワタベウェディング株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩	淵	貴	史	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上	田	博	規	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ワタベウェディング株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度の売上高が前事業年度に比べ著しく減少し、営業損失3,373百万円、経常損失3,136百万円及び当期純損失8,273百万円を計上し、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月15日

ワタベウェディング株式会社 監査役会

常勤監査役 斎藤 一 雄 ㊞

監査役 佐伯 照 道 ㊞

監査役 重松 孝 司 ㊞

監査役 中野 雄 介 ㊞

(注) 監査役斎藤一雄、監査役佐伯照道、監査役重松孝司、及び監査役中野雄介は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役9名選任の件

取締役11名全員は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役5名を含む取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	わた べ ひで とし 渡 部 秀 敏 (1966年10月25日)	1989年 4 月 第二電電株式会社（現KDDI株式会社）入社 1992年10月 当社入社 2002年12月 ハワイ支社長 2005年 6 月 執行役員営業企画本部長 2006年 6 月 取締役海外挙式事業本部長 2008年 3 月 取締役営業統括担当兼デスティネーション挙式事業本部長 2008年 6 月 代表取締役社長 2013年 9 月 代表取締役社長執行役員 2014年 4 月 代表取締役会長 2018年 6 月 取締役会長（現任）	38,411株
2	はな ふさ のぶ あき 花 房 伸 晃 (1955年3月2日)	1988年 3 月 全日空エンタプライズ株式会社（現IHG・ANA・ホテルズグループジャパン合同会社）入社 2002年 7 月 同社業績管理本部業績管理部ディレクター 2005年 2 月 株式会社イシン・ホテルズ・グループ入社 2005年10月 同社財務経理統括本部長 2006年 4 月 当社入社 2009年 6 月 執行役員国内挙式事業担当 2010年11月 執行役員管理本部長 2012年 6 月 取締役管理本部長 2013年 9 月 代表取締役副社長執行役員管理本部長 2014年 4 月 代表取締役社長執行役員（現任）	2,016株
3	こ ぎし ひろ かず 小 岸 弘 和 (1961年9月22日)	1986年 4 月 株式会社リクルート入社 2001年 6 月 株式会社マネジメントウィザード（現株式会社ディアーズ・ブレイン）設立 同社代表取締役（現任） 2015年10月 当社上席執行役員 2016年 6 月 取締役上席執行役員事業本部長兼製造本部長 2018年 1 月 取締役上席執行役員事業本部長兼プラットフォーム事業本部長 2019年 1 月 取締役上席執行役員事業本部長兼コンテンツ事業本部長 2019年 4 月 取締役上席執行役員エリア事業本部長兼コンテンツ事業本部長 2021年 1 月 取締役上席執行役員（現任） (重要な兼職の状況) 沖縄ワタベウェディング株式会社代表取締役社長 株式会社ディアーズ・ブレイン代表取締役 株式会社プラネットワーク代表取締役	5,268株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	くろ たに かず き 黒 谷 和 喜 (1966年8月30日)	1988年 4 月 新神戸開発株式会社（現IHG・ANA・ホテルズグループ ジャパン合同会社）入社 1997年 4 月 株式会社阪神ホテルシステムズ入社 2009年12月 株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ入社 2011年 6 月 同社執行役員 2013年 6 月 株式会社ブライズワード代表取締役社長 2014年 6 月 株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ取締役 2016年 3 月 株式会社プラスアイ入社 2016年10月 当社出向 事業本部副本部長 2019年 4 月 国内事業本部長 2019年 6 月 取締役執行役員（現任）	1,551株
5	かじ わら けん じ 梶 原 健 司 (1961年6月20日)	1988年 8 月 株式会社千趣会入社 2009年 1 月 同社執行役員ファッション事業本部副本部長 2010年 1 月 同社ベルメゾンネット推進室長 2011年 1 月 同社 E C 事業本部副本部長、E C 事業本部 E C 事業企 画部長 2011年 8 月 同社 E C 事業本部 E C 販売企画部長 2013年 1 月 同社販売企画本部副本部長 2014年 1 月 同社ファッション事業本部長 2015年 3 月 同社取締役執行役員 2015年 4 月 同社ファッション事業本部長、S P A ブランド事業本 部長 2015年 8 月 同社ファッション事業本部長 2016年 1 月 同社東京本社代表、事業開発本部長 2016年 7 月 株式会社千趣会チャイルドケア代表取締役社長 2017年 1 月 株式会社千趣会東京本社代表、事業開発担当 2018年11月 同社代表取締役社長執行役員、総務、経営企画担当 2019年 1 月 同社代表取締役社長（現任） 2019年 6 月 当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社千趣会代表取締役社長	0株
6	たか はし てつ や 高 橋 哲 也 (1971年6月3日)	1994年 4 月 株式会社千趣会入社 2016年 1 月 同社経営企画本部経営企画部長代理 2017年 1 月 同社経営企画部長代理 2019年 1 月 同社コーポレート本部長（現任） 2019年 6 月 当社社外取締役（現任） 2020年 3 月 株式会社千趣会取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社千趣会取締役 コーポレート本部長	0株

招集
通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	たか はし まさ と 高 橋 理 人 (1959年4月24日)	1982年 4 月 株式会社リクルート入社 2007年 9 月 楽天株式会社入社 2007年10月 同社執行役員 2011年10月 同社常務執行役員 2013年 6 月 株式会社ＬＩＦＵＬＬ社外取締役（現任） 2017年 1 月 株式会社マッシュプラス設立 同社代表取締役（現任） 2018年 6 月 当社社外取締役（現任） 2018年 6 月 F r i n g e 8 1 株式会社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社マッシュプラス代表取締役 株式会社ＬＩＦＵＬＬ社外取締役 F r i n g e 8 1 株式会社社外取締役	1,440株
8	もり かわ さゆり 森 川 さゆり (1965年3月13日)	1987年 4 月 株式会社リクルート入社 1996年 4 月 同社ゼクシィ編集長 2000年 7 月 株式会社リクルート・アバウトドットコム・ジャパン （現株式会社オールアバウト）転籍 2002年 4 月 同社メディアプロデュース部門ジェネラルマネージャー 兼All About Japan編集長 2004年 4 月 同社メディアプロデュース部門オフィサー兼All About Japan編集長 2004年 6 月 同社取締役兼All About編集長 2010年10月 株式会社プラス・ビジュア設立 同社代表取締役（現任） 2019年 6 月 当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社プラス・ビジュア代表取締役	2,111株
9	やま ざき おも う 山 崎 想 夫 (1958年10月29日)	1985年 9 月 港監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 1990年10月 センチュリー監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 1995年10月 株式会社ＡＧＳコンサルティング入社 1998年10月 山崎公認会計士事務所開設 2004年 3 月 株式会社ＡＧＳコンサルティング取締役 2009年 9 月 ＡＧＳ 税理士法人代表社員 2014年 3 月 株式会社ＧＧパートナーズ設立 同社代表取締役（現任） 2014年 3 月 山崎公認会計士事務所代表（現任） 2015年 6 月 フリユー株式会社社外監査役（現任） 2019年 6 月 当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ＧＧパートナーズ代表取締役 山崎公認会計士事務所代表 フリユー株式会社社外監査役	2,111株

- (注) 1. 小岸弘和氏が代表取締役を務める株式会社ディアーズ・ブレイン及び株式会社プラネットワーク、梶原健司、高橋哲也の両氏がそれぞれ代表取締役社長、取締役、コーポレート本部長を務める株式会社千趣会と当社との間には、資本業務提携契約に基づく広範囲な取引があります。また、株式会社ディアーズ・ブレイン及び株式会社プラネットワークと当社とは事業の一部において競業関係にあります。
2. その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 梶原健司、高橋哲也、高橋理人、森川さゆり、山崎想夫の各氏は、社外取締役候補者であります。当社は高橋理人、森川さゆり、山崎想夫の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、各氏の再任が承認された場合、引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
4. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- ①社外取締役候補者の選任理由について
- 梶原健司、高橋哲也の両氏は、上記資本業務提携契約に基づき推薦を受けた候補者であり、経営戦略策定に関する豊富な経験・知見を当社の経営に反映していただきながら協業体制を構築していくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。
- 高橋理人氏は、eコマースの分野における豊富な経験と知識を当社の経営に活かしていただいているため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。
- 森川さゆり氏は、メディア構築、マーケティングに関する豊富な経験を独立した立場から当社の経営に反映していただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。
- 山崎想夫氏は、公認会計士及び税理士としての豊富な経験・知識を独立した立場から当社の経営に反映していただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。
- ②社外取締役との責任限定契約について
- 当社は、社外取締役として有用な人材を確保できるよう現行定款において、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。当社は、高橋理人、森川さゆり、山崎想夫の各氏との間で当該責任限定契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合、各氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。
- [その契約内容の概要は次のとおりであります。]
- 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ③社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって高橋理人氏が2年9ヶ月、梶原健司、高橋哲也、森川さゆり、山崎想夫の各氏が1年9ヶ月となります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 所有する当社株式の数には、役員持株会における持分を含んでおります。
7. 高橋理人氏は、2021年3月26日開催予定のアドィッシュ株式会社定時株主総会の承認をもって、同社社外取締役に就任する予定であります。
8. 森川さゆり氏の戸籍上の氏名は、藤山さゆりであります。

第2号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役斎藤一雄氏及び重松孝司氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	さいとう かずお 斎藤 一雄 (1949年10月11日)	1973年 4 月 株式会社京都銀行入行 1999年10月 同行秘書室長 2001年 6 月 同行検査部長 2003年 4 月 同行業務監査部長 2005年 6 月 同行事務部長 2007年 6 月 同行執行役員 リスク統轄部長 2009年 6 月 同行監査役 2011年 6 月 同行常任監査役 2013年 6 月 当社監査役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社目黒雅叙園 監査役 メルパルク株式会社 監査役	8,134株
2	まさ なお き 牧 直 樹 (1974年11月6日)	2000年10月 弁護士登録（大阪弁護士会） 2000年10月 北浜法律事務所（現弁護士法人北浜法律事務所）入所 2008年10月 樹陽法律事務所設立 パートナー弁護士（現任） （重要な兼職の状況） 樹陽法律事務所 パートナー弁護士	0株

- (注) 1. 斎藤一雄氏は、株式会社京都銀行の出身者であり、当社と同行との間に資金の借入等の取引関係があります。
2. 牧直樹氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 牧直樹氏は、新任の監査役候補者であります。
4. 斎藤一雄、牧直樹の両氏は、社外監査役候補者であります。
5. 牧直樹氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、同氏を独立役員とする予定であります。
6. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

①社外監査役候補者の選任理由について

斎藤一雄氏は、金融機関の監査役として培われた監査業務の経験と知見を活かし、当社監査を行っていただいております。また、当社取締役会で積極的に意見を述べられ、監査役としての役割・責務を果たしていただいております。引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。

牧直樹氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識及び幅広い見識を当社の監査に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

牧直樹氏は、会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

②社外監査役との責任限定契約について

当社は、社外監査役として有用な人材を確保できるよう現行定款において、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。当社は、斎藤一雄氏との間で、当該責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。また、牧直樹氏につきましても、同氏の選任が承認された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

[その契約内容の概要は次のとおりであります。]

社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

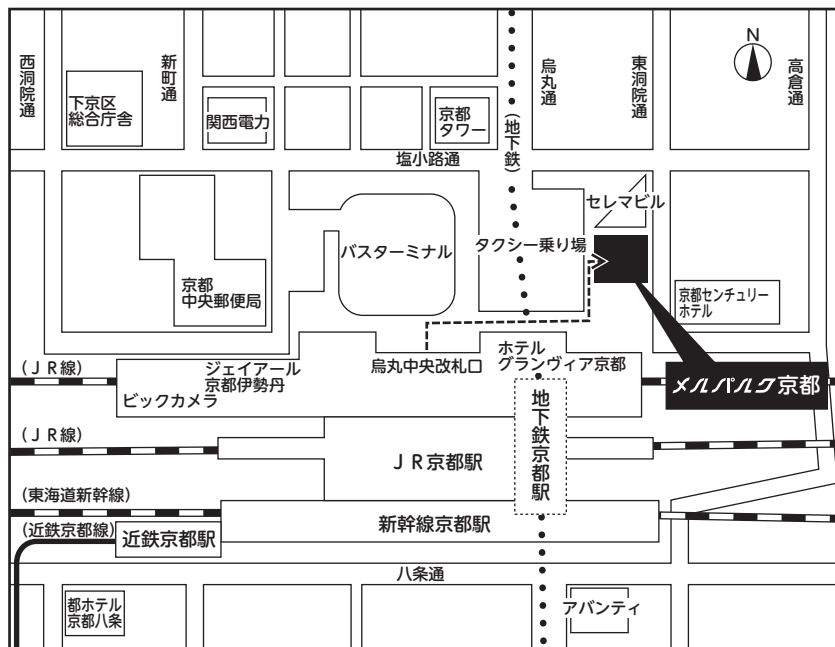
③監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって斎藤一雄氏が7年9ヶ月となります。

7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
8. 所有する当社株式の数には、役員持株会における持分を含んでおります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 京都市下京区東洞院通七条下ル東塩小路町676番13
メルパルク京都 6階 会議室C



- (交通のご案内)
- ・ J R 京都駅烏丸中央改札口から東へ徒歩3分
 - ・ 地下 (J R 京都駅東口・八条口連絡通路・地下鉄京都駅中央1改札口) より、「出口5」をご利用ください。
 - ・ 近鉄京都駅改札口からは、南北自由通路を通り、J R 京都駅烏丸中央改札口方向へお進みください。
- (お 願 い)
- ・ 駐車場をご用意しておりませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

